

横 浜 市 道 路 の 構 造 の 技 術 的 基 準 に 関 する 条 例 を こ こ に 公 布 す る 。
平 成 24 年 12 月 28 日

横 浜 市 長 林 文 子

横 浜 市 条 例 第 84 号

横 浜 市 道 路 の 構 造 の 技 術 的 基 準 に 関 する 条 例

（ 趣 旨 ）

第 1 条 この 条 例 は、道 路 法（昭 和 27 年 法 律 第 180 号。以 下「法」とい う。）第 30 条 第 3 項 の 規 定 に 基 づ き、横 浜 市 が 管 理 す る 県 道 及 び 市 道 を 新 設 し、又 は 改 築 す る 場 合 に お け る 道 路 の 構 造 の 一 般 的 技 術 的 基 準 を 定 め る も の と す る。

（ 定 義 ）

第 2 条 この 条 例 に お け る 用 語 の 意 義 は、法 及 び 道 路 構 造 令（昭 和 45 年 政 令 第 320 号。以 下「令」とい う。）の 例 に よ る。

（ 道 路 の 区 分 ）

第 3 条 道 路 の 区 分 は、令 第 3 条 の 定 め る と こ ろ に よ る。

（ 車 線 等 ）

第 4 条 車 道（副 道、停 車 帯、交 差 点、車 両 の 通 行 の 用 に 供 す る た め 中 央 帯 の う ち 側 帯 以 外 の 部 分（以 下「分 離 帯」とい う。）が 切 断 さ れ た 車 道 の 部 分、乗 合 自 動 車 停 車 所 及 び 非 常 駐 車 帯、付 加 追 越 車 線、登 坂 車 線、屈 折 車 線 及 び 変 速 車 線 の 擦 り 付 け 区 間 並 び に 車 線 の 数 が 増 加 し、若 し く は 減 少 す る 場 合 又 は 道 路 が 接 続 す る 場 合 に お け る 擦 り 付 け 区 間 を 除 く。）は、車 線 に よ り 構 成 さ れ る も の と す る。た だ し、第 4 種 第 4 級 の 道 路 に あ っ て は、こ の 限 り で な い。

2 道 路 の 区 分 に 応 じ、計 画 交 通 量 が 次 の 表 の 設 計 基 準 交 通 量（自 動 車 の 最 大 許 容 交 通 量 を い う。以 下 同 じ。）の 欄 に 掲 げ る 値 以 下 で あ る 道 路 の 車 線（付 加 追 越 車 線、登 坂 車 線、屈 折 車 線 及 び 変 速 車 線 を 除 く。次 項 に お い て 同 じ。）の 数 は、2 と す る。

区 分		設 計 基 準 交 通 量（1 日 当 た り の 台 数）
第 4 種	第 1 級	12,000
	第 2 級	10,000
	第 3 級	9,000
交 差 点 の 多 い 道 路 に つ い て は、こ の 表 の 設 計 基 準 交 通 量 に 0.8 を 乗 じ た 値 を 設 計 基 準 交 通 量 と す る。		

3 前 項 に 規 定 す る 道 路 以 外 の 道 路（第 2 種 の 道 路 で 対 向 車 線 を 設 け な い も の 及 び 第 4 種 第 4 級 の 道 路 を 除 く。）の 車 線 の 数 は 4 以 上（交 通 の 状 況 に よ り 必 要 が あ る 場 合 を 除 き、2 の 倍 数）、第 2 種 の 道 路 で 対 向 車 線 を 設 け な い も の の 車 線 の 数 は 2 以 上 と し、当 該 道 路 の 区 分 に 応 じ、次 の 表 に 掲 げ る 1 車 線 当 た り の 設 計 基 準 交 通 量 に 対 す る 当 該 道 路 の 計 画 交 通 量 の 割 合 に よ っ て 定 め る も の と

する。

区 分		1 車 線 当 た り の 設 計 基 準 交 通 量 (1 日 当 た り の 台 数)
第 2 種	第 1 級	18,000
	第 2 級	17,000
第 4 種	第 1 級	12,000
	第 2 級	10,000
	第 3 級	10,000
交 差 点 の 多 い 第 4 種 の 道 路 に つ い て は 、 こ の 表 の 1 車 線 当 た り の 設 計 基 準 交 通 量 に 0.6 を 乗 じ た 値 を 1 車 線 当 た り の 設 計 基 準 交 通 量 と す る 。		

- 4 車 線 (登 坂 車 線 、 屈 折 車 線 及 び 変 速 車 線 を 除 く 。 以 下 こ の 項 に お い て 同 じ 。) の 幅 員 は 、 道 路 の 区 分 に 応 じ 、 次 の 表 の 車 線 の 幅 員 の 欄 に 掲 げ る 値 と す る も の と す る 。 た だ し 、 第 4 種 第 1 級 の 普 通 道 路 に あ っ て は 、 交 通 の 状 況 に よ り 必 要 が あ る 場 合 に お い て は 、 同 欄 に 掲 げ る 値 に 0.25 メ ー ト ル を 加 え た 値 、 第 2 種 第 1 級 の 道 路 に あ っ て は 、 地 形 の 状 況 そ の 他 の 特 別 の 理 由 に よ り や む を 得 な い 場 合 に お い て は 、 同 欄 に 掲 げ る 値 か ら 0.25 メ ー ト ル を 減 じ た 値 と す る こ と が で き る 。

区 分			車 線 の 幅 員 (メ ー ト ル)
第 2 種	第 1 級	普 通 道 路	3.5
		小 型 道 路	3.25
	第 2 級	普 通 道 路	3.25
		小 型 道 路	3
第 4 種	第 1 級	普 通 道 路	3.25
		小 型 道 路	2.75
	第 2 級 及 び 第 3 級	普 通 道 路	3
		小 型 道 路	2.75

- 5 第 4 種 第 4 級 の 道 路 の 幅 員 は 、 4.5 メ ー ト ル 以 上 と す る も の と す る 。

- 6 第 33 条 の 規 定 に よ り 車 道 に 狭 さ く 部 を 設 け る 場 合 に お い て は 、 当 該 車 道 の 幅 員 を 3 メ ー ト ル と す る も の と す る 。

(車 線 の 分 離 等)

- 第 5 条 第 2 種 の 道 路 (対 向 車 線 を 設 け な い 道 路 を 除 く 。 以 下 こ の 条 に お い て 同 じ 。) の 車 線 は 、 往 復 の 方 向 別 に 分 離 す る も の と す る 。 車 線 の 数 が 4 以 上 で あ る そ の 他 の 道 路 に つ い て 、 安 全 か つ 円 滑 な 交 通 を 確 保 す る た め 必 要 が あ る 場 合 に お い て も 、 同 様 と す る 。

- 2 車 線 を 往 復 の 方 向 別 に 分 離 す る た め 必 要 が あ る と き は 、 中 央 帯

を設けるものとする。

- 3 中央帯の幅員は、当該道路の区分に応じ、次の表の中央帯の幅員の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、長さ100メートル以上のトンネル、長さ50メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の中央帯の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

区 分		中央帯の幅員（メートル）	
第 2 種	第 1 級	2.25	1.5
	第 2 級	1.75	1.25
第 4 種	第 1 級	1	—
	第 2 級		
	第 3 級		

- 4 中央帯には、側帯を設けるものとする。
- 5 前項の側帯の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の中央帯に設ける側帯の幅員の欄の左欄に掲げる値とするものとする。ただし、第3項ただし書の規定により中央帯の幅員を縮小する道路又は箇所については、同表の中央帯に設ける側帯の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

区 分		中央帯に設ける側帯の幅員（メートル）	
第 2 種		0.5	0.25
第 4 種	第 1 級	0.25	—
	第 2 級		
	第 3 級		

- 6 分離帯には、柵その他これに類する工作物を設け、又は側帯に接続して縁石線を設けるものとする。
- 7 分離帯に路上施設を設ける場合においては、当該中央帯の幅員は、令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。

（副道）

- 第6条 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。）の数が4以上である第4種の道路には、必要に応じ、副道を設けるものとする。

- 2 副道の幅員は、4メートルを標準とするものとする。

（路肩）

- 第7条 道路には、車道に接続して、路肩を設けるものとする。ただし、中央帯又は停車帯を設ける場合においては、この限りでない。

- 2 車道の左側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値以上とするものとする。

区 分		車 道 の 左 側 に 設 け る 路 肩 の 幅 員 (メートル)
第 2 種	普 通 道 路	1.25
	小 型 道 路	1
第 4 種		0.5

- 3 車道の右側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の右側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値以上とするものとする。

区 分		車 道 の 右 側 に 設 け る 路 肩 の 幅 員 (メートル)
第 2 種	普 通 道 路	0.75
	小 型 道 路	0.5
第 4 種		0.5

- 4 歩道、自転車道又は自転車歩行者道を設ける道路にあっては、道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保つために支障がない場合においては、車道に接続する路肩を設けず、又はその幅員を縮小することができる。
- 5 第2種の道路の車道に接続する路肩には、側帯を設けるものとする。
- 6 前項の側帯の幅員は、普通道路にあっては0.5メートルとし、小型道路にあっては0.25メートルとする。
- 7 道路の主要構造部を保護するため必要がある場合においては、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して、路端寄りに路肩を設けるものとする。
- 8 車道に接続する路肩に路上施設を設ける場合においては、当該路肩の幅員については、第2項の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄又は第3項の表の車道の右側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値に当該路上施設を設けるのに必要な値を加えてこれらの規定を適用するものとする。

(停 車 帯)

- 第8条 第4種(第4級を除く。)の道路には、自動車の停車により車両の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、車道の左端寄りに停車帯を設けるものとする。

- 2 停車帯の幅員は、2.5メートルとするものとする。ただし、自動車の交通量のうち大型の自動車の交通量の占める割合が低いと認められる場合においては、1.5メートルまで縮小することができる。

(軌 道 敷)

- 第9条 軌道敷の幅員は、軌道が単線の場合にあっては3メートル以上とし、軌道が複線の場合にあっては6メートル以上とするものとする。

(自 転 車 道)

第 10 条 自動車及び自転車の交通量が多い第 4 種の道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第 4 種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第 4 種の道路（前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車道の幅員は、2 メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1.5 メートルまで縮小することができる。

4 自転車道に路上施設を設ける場合においては、当該自転車道の幅員は、令第 12 条の建築限界を勘案して定めるものとする。

5 自転車道の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(自 転 車 歩 行 者 道)

第 11 条 自動車の交通量が多い第 4 種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車歩行者道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあっては 4 メートル以上、その他の道路にあっては 3 メートル以上とするものとする。

3 横断歩道橋若しくは地下横断歩道（以下「横断歩道橋等」という。）又は路上施設を設ける自転車歩行者道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあっては 3 メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあっては 2 メートル、並木を設ける場合にあっては 1.5 メートル、ベンチを設ける場合にあっては 1 メートル、その他の場合にあっては 0.5 メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第 4 種第 4 級の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

4 自転車歩行者道の幅員は、当該道路の自転車及び歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(歩 道)

第 12 条 第 4 種（第 4 級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）又は自転車道を設ける第 4 種第 4 級の道路には

、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合には、この限りでない。

2 第4種第4級の道路（自転車歩行者道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合には、歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合には、この限りでない。

3 歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては3.5メートル以上、その他の道路にあつては2メートル以上とするものとする。

4 横断歩道橋等又は路上施設を設ける歩道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては3メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては2メートル、並木を設ける場合にあつては1.5メートル、ベンチを設ける場合にあつては1メートル、その他の場合にあつては0.5メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第4種第4級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合には、この限りでない。

5 歩道の幅員は、当該道路の歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

（歩行者の滞留の用に供する部分）

第13条 歩道、自転車歩行者道、自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路には、横断歩道、乗合自動車停車所等に係る歩行者の滞留により歩行者又は自転車の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合には、主として歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

（植樹帯）

第14条 第4種第1級及び第2級の道路には、植樹帯を設けるものとし、その他の道路には、必要に応じ、植樹帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合には、この限りでない。

2 植樹帯の幅員は、1.5メートルを標準とするものとする。

3 次に掲げる道路の区間に設ける植樹帯の幅員は、当該道路の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況並びに良好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環境の確保のため講じられる他の措置を総合的に勘案して特に必要があると認められる場合には、前項の規定にかかわらず、その事情に応じ、同項の規定により定められるべき値を超える適切な値とするものとする。

(1) 都心部又は景勝地を通過する幹線道路の区間

(2) 相当数の住居が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する幹線道路の区間

4 植樹帯の植栽に当たっては、地域の特性等を考慮して、樹種の選定、樹木の配置等を適切に行うものとする。

(設計速度)

第15条 道路（副道を除く。）の設計速度は、道路の区分に応じ、次の表の設計速度の欄の左欄に掲げる値とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の設計速度の欄の右欄に掲げる値とすることができる。

区 分		設計速度（キロメートル毎時）	
第2種	第1級	80	60
	第2級	60	50又は40
第4種	第1級	60	50又は40
	第2級	60、50又は40	30
	第3級	50、40又は30	20
	第4級	40、30又は20	—

2 副道の設計速度は、1時間につき、40キロメートル、30キロメートル又は20キロメートルとする。

(車道の屈曲部)

第16条 車道の屈曲部は、曲線形とするものとする。ただし、緩和区間（車両の走行を円滑ならしめるために車道の屈曲部に設けられる一定の区間をいう。以下同じ。）又は第33条の規定により設けられる屈曲部については、この限りでない。

(曲線半径)

第17条 車道の屈曲部のうち緩和区間を除いた部分（以下「車道の曲線部」という。）の中心線の曲線半径（以下「曲線半径」という。）は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の曲線半径の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の曲線半径の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

設計速度（キロメートル毎時）	曲線半径（メートル）	
80	280	230
60	150	120
50	100	80
40	60	50
30	30	—
20	15	—

(曲線部の片勾配)

第18条 車道、中央帯（分離帯を除く。）及び車道に接続する路肩

の曲線部には、曲線半径が極めて大きい場合を除き、当該道路の区分に応じ、かつ、当該道路の設計速度、曲線半径、地形の状況等を勘案し、次の表の最大片勾配の欄に掲げる値以下で適切な値の片勾配を付するものとする。ただし、第4種の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、片勾配を付さないことができる。

区 分	最大片勾配（パーセント）
第2種	10
第4種	6

（曲線部の車線等の拡幅）

第19条 車道の曲線部においては、道路の設計の基礎とする自動車及び当該曲線部の曲線半径に応じ、車線（車線を有しない道路にあっては、車道）を適切に拡幅するものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

（緩和区間）

第20条 車道の屈曲部には、緩和区間を設けるものとする。ただし、第4種の道路の車道の屈曲部にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 車道の曲線部において片勾配を付し、又は拡幅をする場合においては、緩和区間において擦り付けをするものとする。

3 緩和区間の長さは、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値（前項の規定による擦り付けに必要な長さが同欄に掲げる値を超える場合においては、当該擦り付けに必要な長さ）以上とするものとする。

設計速度（キロメートル毎時）	緩和区間の長さ（メートル）
80	70
60	50
50	40
40	35
30	25
20	20

（視距等）

第21条 視距は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

設計速度（キロメートル毎時）	視距（メートル）
80	110
60	75

50	55
40	40
30	30
20	20

- 2 車線の数が2である道路（対向車線を設けない道路を除く。）においては、必要に応じ、自動車が進退しを行うのに十分な見通しの確保された区間を設けるものとする。

（縦断勾配）

- 第22条 車道の縦断勾配は、道路の区分及び設計速度に応じ、次の表の縦断勾配の欄の左欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の縦断勾配の欄の右欄に掲げる値以下とすることができる。

区 分		設計速度（キロメートル毎時）	縦断勾配（パーセント）	
第2種	普通道路	80	4	7
		60	5	8
		50	6	9
		40	7	10
	小型道路	80	7	—
		60	8	—
		50	9	—
		40	10	—
第4種	普通道路	60	5	7
		50	6	8
		40	7	9
		30	8	10
		20	9	11
	小型道路	60	8	—
		50	9	—
		40	10	—
		30	11	—
		20	12	—

（登坂車線）

- 第23条 普通道路の縦断勾配が5パーセントを超える車道には、必要に応じ、登坂車線を設けるものとする。

- 2 登坂車線の幅員は、3メートルとするものとする。

（縦断曲線）

- 第24条 車道の縦断勾配が変移する箇所には、縦断曲線を設けるものとする。

のとする。

- 2 縦断曲線の半径は、当該道路の設計速度及び当該縦断曲線の曲線形に応じ、次の表の縦断曲線の半径の欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、設計速度が1時間につき60キロメートルである第4種第1級の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、縦断曲線のうち凸形曲線の半径を1,000メートルまで縮小することができる。

設計速度（キロメートル毎時）	縦断曲線の曲線形	縦断曲線の半径（メートル）
80	凸形曲線	3,000
	凹形曲線	2,000
60	凸形曲線	1,400
	凹形曲線	1,000
50	凸形曲線	800
	凹形曲線	700
40	凸形曲線	450
	凹形曲線	450
30	凸形曲線	250
	凹形曲線	250
20	凸形曲線	100
	凹形曲線	100

- 3 縦断曲線の長さは、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

設計速度（キロメートル毎時）	縦断曲線の長さ（メートル）
80	70
60	50
50	40
40	35
30	25
20	20

（舗装）

- 第25条 車道、中央帯（分離帯を除く。）、車道に接続する路肩、自転車道、自転車歩行者道及び歩道は、舗装するものとする。ただし、交通量が極めて少ない等特別の理由がある場合においては、この限りでない。

- 2 車道及び側帯の舗装は、その設計に用いる自動車の輪荷重の基準を49キロニュートンとし、計画交通量、自動車の重量、路床の状態、気象状況等を勘案して、自動車の安全かつ円滑な交通を確保することができるものとして、車道及び側帯の舗装の構造の基準に関する省令（平成13年国土交通省令第103号）に定める基準

に適合する構造とするものとする。ただし、自動車の交通量が少ない場合その他の特別の理由がある場合においては、この限りでない。

- 3 第4種の道路（トンネルを除く。）の舗装は、当該道路の存する地域、沿道の土地利用及び自動車の交通の状況を勘案して必要がある場合においては、雨水を道路の路面下に円滑に浸透させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 4 歩道又は自転車歩行者道の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

（横断勾配）

- 第26条 車道、中央帯（分離帯を除く。）及び車道に接続する路肩には、片勾配を付する場合を除き、路面の種類に応じ、次の表の右欄に掲げる値を標準として横断勾配を付するものとする。

路面の種類	横断勾配（パーセント）
前条第2項に規定する基準に適合する舗装道	1.5 以上 2 以下
その他	3 以上 5 以下

- 2 歩道又は自転車歩行者道の横断勾配は、1パーセント以下とするものとする。ただし、前条第4項ただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。

- 3 自転車道には、2パーセントを標準として横断勾配を付するものとする。ただし、前条第4項本文に規定する構造の舗装道にあっては、1パーセント以下とすることができる。

- 4 前条第3項本文に規定する構造の舗装道にあっては、気象状況等を勘案して路面の排水に支障がない場合においては、横断勾配を付さず、又は縮小とすることができる。

（合成勾配）

- 第27条 合成勾配（縦断勾配と片勾配又は横断勾配とを合成した勾配をいう。以下同じ。）は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、設計速度が1時間につき30キロメートル又は20キロメートルの道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、12.5パーセント以下とすることができる。

設計速度（キロメートル毎時）	合成勾配（パーセント）
80	10.5

60	11.5
50	
40	
30	
20	

(排 水 施 設)

第 28 条 道路には、排水のため必要がある場合においては、側溝、
街渠^{きよ}、集水ますその他の適当な排水施設を設けるものとする。

(平 面 交 差 又 は 接 続)

第 29 条 道路は、駅前広場等特別の箇所を除き、同一箇所において
同一平面で 5 以上交会させてはならない。

2 道路が同一平面で交差し、又は接続する場合においては、必要
に応じ、屈折車線、変速車線若しくは交通島を設け、又は隅角部
を切り取り、かつ、適当な見通しができる構造とするものとする
。

3 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該部分の車
線（屈折車線及び変速車線を除く。）の幅員は、第 4 種第 1 級の
普通道路にあっては 3 メートルまで、第 4 種第 2 級又は第 3 級の
普通道路にあっては 2.75 メートルまで、第 4 種の小型道路にあって
は 2.5 メートルまで縮小することができる。

4 屈折車線及び変速車線の幅員は、普通道路にあっては 3 メート
ル、小型道路にあっては 2.5 メートルを標準とするものとする。

5 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該道路の設
計速度に応じ、適切に擦り付けをするものとする。

(立 体 交 差)

第 30 条 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。）の数が
4 以上である普通道路が相互に交差する場合においては、当該交
差の方式は、立体交差とするものとする。ただし、交通の状況に
より不適当なとき、又は地形の状況その他の特別の理由によりや
むを得ないときは、この限りでない。

2 車線（屈折車線及び変速車線を除く。）の数が 4 以上である小
型道路が相互に交差する場合及び普通道路と小型道路が交差する
場合においては、当該交差の方式は、立体交差とするものとする
。

3 道路を立体交差とする場合においては、必要に応じ、交差する
道路を相互に連結する道路（以下「連結路」という。）を設ける
ものとする。

4 連結路については、令第 12 条並びに第 4 条から第 7 条まで、第
15 条、第 17 条、第 18 条、第 20 条から第 22 条まで、第 24 条及び第 27
条の規定は、適用しない。

（鉄道等との平面交差）

第 31 条 道路が鉄道又は軌道法（大正 10 年法律第 76 号）による新設軌道（以下この条において「鉄道等」という。）と同一平面で交差する場合においては、その交差する道路は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 交差角は、45 度以上とすること。
- (2) 踏切道の両側からそれぞれ 30 メートルまでの区間は、踏切道を含めて直線とし、その区間の車道の縦断勾配は、2.5 パーセント以下とすること。ただし、自動車の交通量が極めて少ない箇所又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、この限りでない。
- (3) 見通し区間の長さ（線路の最縁端軌道の中心線と車道の中心線との交点から、軌道の外方車道の中心線上 5 メートルの地点における 1.2 メートルの高さにおいて見通すことができる軌道の中心線上当該交点からの長さをいう。以下同じ。）は、踏切道における鉄道等の車両の最高速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とすること。ただし、踏切遮断機その他の保安設備が設置される箇所又は自動車の交通量及び鉄道等の運転回数が極めて少ない箇所については、この限りでない。

踏切道における鉄道等の車両の最高速度（キロメートル毎時）	見通し区間の長さ（メートル）
50 未 満	110
50 以 上 70 未 満	160
70 以 上 80 未 満	200
80 以 上 90 未 満	230
90 以 上 100 未 満	260
100 以 上 110 未 満	300
110 以 上	350

（交通安全施設）

第 32 条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設、駒止、道路標識、道路情報管理施設（緊急連絡施設を除く。）又は他の車両若しくは歩行者を確認するための鏡を設けるものとする。

（凸部、狭さく部等）

第 33 条 第 4 種第 4 級の道路には、自動車を減速させて歩行者又は自転車などの安全な通行を確保する必要がある場合においては、車道及びこれに接続する路肩の路面に凸部を設置し、又は車道に狭さく部若しくは屈曲部を設けるものとする。

（乗合自動車の停留所等に設ける交通島）

第 34 条 自転車道、自転車歩行者道又は歩道に接続しない乗合自動

車の停留所又は路面電車の停留場には、必要に応じ、交通島を設けるものとする。

（自動車駐車場等）

第35条 安全かつ円滑な交通を確保し、又は公衆の利便に資するため必要がある場合においては、自動車駐車場、自転車駐車場、乗合自動車停車所、非常駐車帯その他これらに類する施設を設けるものとする。

（防護施設）

第36条 落石、崩壊、波浪等により交通に支障を及ぼし、又は道路の構造に損傷を与えるおそれがある箇所には、柵、擁壁その他の適当な防護施設を設けるものとする。

（トンネル）

第37条 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該道路の計画交通量及びトンネルの長さに応じ、適当な換気施設を設けるものとする。

2 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該道路の設計速度等を勘案して、適当な照明施設を設けるものとする。

3 トンネルにおける車両の火災その他の事故により交通に危険を及ぼすおそれがある場合においては、必要に応じ、通報施設、警報施設、消火施設その他の非常用施設を設けるものとする。

（橋、高架の道路等）

第38条 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路（以下「橋等」という。）は、鋼構造、コンクリート構造又はこれらに準ずる構造とするものとする。

2 橋等の構造は、当該橋等の構造形式及び交通の状況並びに当該橋等の存する地域の地形、地質、気象その他の状況を勘案し、死荷重、活荷重、風荷重、地震荷重その他の当該橋等に作用する荷重及びこれらの荷重の組合せに対して十分安全なものでなければならない。

（附帯工事等の特例）

第39条 道路に関する工事により必要を生じた他の道路に関する工事を施行し、又は道路に関する工事以外の工事により必要を生じた道路に関する工事を施行する場合において、令第4条、令第12条並びに令第35条第2項及び第3項並びに第4条から前条までの規定（第7条、第15条、第16条、第26条、第28条、第32条及び第36条を除く。）による基準をそのまま適用することが適当でないとき、これらの規定による基準によらないことができる。

（区分が変更される道路の特例）

第 40 条 県道の区域を変更し、当該変更に係る部分を市道とする計画がある場合において、当該県道を市道とすることにより令第3条第2項の規定による区分が変更されるときは、同条第4項及び第5項並びに令第12条並びに第4条、第5条第3項及び第5項、第8条第1項、第11条第3項、第12条第1項、第2項及び第4項、第15条第1項、第22条、第29条第3項並びに第33条の規定の適用については、当該変更後の区分を当該県道の区分とみなす。

（小区間改築の場合の特例）

第 41 条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合（次項に規定する改築を行う場合を除く。）において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第4条、第5条第3項から第5項まで、第6条、第8条、第9条、第10条第3項、第11条第2項及び第3項、第12条第3項及び第4項、第14条第2項及び第3項、第17条から第24条まで、第25条第3項並びに第27条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第4条、第5条第3項から第5項まで、第6条、第7条第2項、第8条、第9条、第10条第3項、第11条第2項及び第3項、第12条第3項及び第4項、第14条第2項及び第3項、第21条第1項、第23条第2項、第25条第3項、次条第1項及び第2項並びに第43条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

（自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路）

第 42 条 自転車専用道路の幅員は3メートル以上とし、自転車歩行者専用道路の幅員は4メートル以上とするものとする。ただし、自転車専用道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2.5メートルまで縮小することができる。

2 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路には、その各側に、当該道路の部分として、幅員0.5メートル以上の側方余裕を確保するための部分を設けるものとする。

3 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の幅員は、令第39条第4項の建築限界を勘案して定めるものとする。

4 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、自転車及び歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。

5 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路については、令第4条、令第12条並びに令第35条第2項及び第3項並びに第3条から第40条まで及び前条第1項の規定（自転車歩行者専用道路にあつては、第13条を除く。）は、適用しない。

（歩行者専用道路）

第43条 歩行者専用道路の幅員は、当該道路の存する地域及び歩行者の交通の状況を勘案して、2メートル以上とするものとする。

2 歩行者専用道路に路上施設を設ける場合には、当該歩行者専用道路の幅員は、令第40条第3項の建築限界を勘案して定めるものとする。

3 歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。

4 歩行者専用道路については、令第4条、令第12条並びに令第35条第2項及び第3項並びに第3条から第12条まで、第14条から第40条まで及び第41条第1項の規定は、適用しない。

（委任）

第44条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。